## ~ 資料編 ~

別表- I-1 毎日検査の内容

| 記号 | 水質検査項目  | 評 価             | 検査頻度       |
|----|---------|-----------------|------------|
| 毎1 | 色       | 異常でないこと         | 毎日(365日)一回 |
| 毎2 | 濁り      | 異常でないこと         | 毎日(365日)一回 |
| 毎3 | 消毒の残留効果 | 0.1mg/L以上(残留塩素) | 毎日(365日)一回 |
| 参考 | あじ      | 異常でないこと         | 毎日(365日)一回 |
| 参考 | 水温      | 異常な変化がないこと      | 毎日(365日)一回 |

別表-I-2 水質基準項目検査の内容

| 記号   | 項目名                                    | 水質基準値          | 検査方法(公定法)   |
|------|--|----------------|---|
| 基 1  | 一般細菌                                   | 100 個/ml 以下    | 標準寒天培地法   |
| 基 2  | 大腸菌                                    | 検出されないこと       | 特定酵素基質培地法   |
| 基 3  | カドミウム及びその化合物                           | 0.003 mg/l 以下  | フレームレス-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法                       |
| 基 4  | 水銀及びその化合物                              | 0.0005 mg/l 以下 | 還元気化-原子吸光光度法  |
| 基 5  | セレン及びその化合物                             | 0.01 mg/l 以下   | フレームレス-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法<br>水素化物発生-原子吸光光度法<br>水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法       |
| 基 6  | 鉛及びその化合物                               | 0.01 mg/l 以下   | フルームレス-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法                       |
| 基 7  | ヒ素及びその化合物                              | 0.01 mg/l 以下   | フルームレス-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法<br>水素化物発生-原子吸光光度法<br>水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法       |
| 基 8  | 六価クロム化合物                               | 0.05 mg/l 以下   | フレームレス-原子吸光光度法<br>フレーム-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法       |
| 基 9  | 亜硝酸態窒素                                 | 0.04 mg/l 以下   | イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法  |
| 基 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン                        | 0.01 mg/l 以下   | イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法  |
| 基 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                          | 10 mg/l 以下     | イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法  |
| 基 12 | フッ素及びその化合物                             | 0.8 mg/l 以下    | イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法  |
| 基 13 | ホウ素及びその化合物                             | 1.0 mg/l 以下    | 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法   |
| 基 14 | 四塩化炭素                                  | 0.002 mg/l 以下  | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 15 | 1,4-ジオキサン                              | 0.05 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 |
| 基 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及び<br>トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 17 | ジクロロメタン                                | 0.02 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 18 | テトラクロロエチレン                             | 0.01 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 19 | トリクロロエチレン                              | 0.01 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 20 | ベンゼン                                   | 0.01 mg/l 以下   | パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法                            |
| 基 21 | 塩素酸                                    | 0.6 mg/l 以下    | イオンクロマトグラフ法   |
| 基 22 | クロロ酢酸                                  | 0.02 mg/l 以下   | 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                                |
| 基 23 | クロロホルム                                 | 0.06 mg/l 以下   | パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法                            |
| 基 24 | ジクロロ酢酸                                 | 0.03 mg/l 以下   | 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                                |
| 基 25 | ジブロモクロロメタン                             | 0.1 mg/l 以下    | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 26 | 臭素酸                                    | 0.01 mg/l 以下   | イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法  |
| 基 27 | 総トリハロメタン                               | 0.1 mg/l 以下    | 基-23、基-25、基-29、基-30の合算値   |
| 基 28 | トリクロロ酢酸                                | 0.03 mg/l 以下   | 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                                |
| 基 29 | ブロモジクロロメタン                             | 0.03 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
| 基 30 | ブロモホルム                                 | 0.09 mg/l 以下   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法<br>ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法                         |
|      |  |                |   |

| 基 31                                    | ホルムアルデヒド                                | 0.08 mg/l 以下                            | 溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法<br>誘導体化-高速液体クロマトグラフ法<br>誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法 |
|---|---|---|--|
|   |   | •                                       | フレームレス-原子吸光光度法   |
| 基 32                                    | 亜鉛及びその化合物                               | 1.0 mg/l 以下                             | フレーム-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法                               |
|   |   |   | 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法  |
|   |   |   | フレームレス-原子吸光光度法   |
| 基 33                                    | アルミニウム及びその化合物                           | 0.2 mg/l 以下                             | 誘導結合ブラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>  誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法                  |
|   |   |   | フレームレス-原子吸光光度法   |
| 基 34                                    | 鉄及びその化合物                                | 0.3 mg/l 以下                             | フレーム-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法                               |
|   |   |   | 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法  |
|   |   |   | フレームレス-原子吸光光度法   |
| 基 35                                    | 銅及びその化合物                                | 1.0 mg/l 以下                             | フレーム-原子吸光光度法<br>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法                               |
|   |   |   | 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法  |
|   |   |   | フレームレス-原子吸光光度法   フレーム-原子吸光光度法  |
| 基 36                                    | ナトリウム及びその化合物                            | 200 mg/l 以下                             | 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法   |
|   |   |   | 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法  |
|   |   | •                                       | イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法<br>  フレ−ムレス-原子吸光光度法                           |
| 基 37                                    | マンガン及びその化合物                             | 0.05 mg/l 以下                            | フレーム-原子吸光光度法   |
|   |   | 0.05 mg/ & 12 p                         | 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法<br>誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法                    |
| # 20                                    | 塩化物イオン                                  | 200 mg/l 以下                             | イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法   |
| 至 30                                    | ユニロがイオン                                 | 200 mg/k 以下                             | 滴定法   フレーム-原子吸光光度法   |
|   |   |   | プレームー原子吸元元度法   誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法                                |
| 基 39                                    | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                       | 300 mg/l 以下                             | 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法  |
|   |   |   | イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法<br>滴定法  |
| 基 40                                    | 蒸発残留物                                   | 500 mg/l 以下                             | 重量法  |
| 基 41                                    | 陰イオン界面活性剤                               | 0.2 mg/l 以下                             | 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法  |
|   | *************************************** |   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法   |
| 基 42                                    | ジェオスミン                                  | 0.00001 mg/l 以下                         | ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法<br>固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法                        |
|   |   |   | 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法   |
|   |   |   | パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法   |
| 基 43                                    | 2ーメチルイソボルネオール                           | 0.00001 mg/l 以下                         | ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法<br>固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法                        |
|   |   |   | 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法   |
| 基 44                                    | 非イオン界面活性剤                               | 0.02 mg/l 以下                            | │ 固相抽出-吸光光度法<br>│ 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法                                    |
| 基 45                                    | フェノール類                                  | 0.005 mg/l 以下                           | 固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法  |
| 基 46                                    | <br>  有機物(全有機炭素(TOC)の量)                 | 3 mg/l 以下                               | 国相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法<br>全有機炭素計測定法                                      |
| 基 47                                    | pH値                                     | 5.8以上8.6以下                              | ガラス電極法   |
| 基 48                                    | <del></del>                             | 異常でないこと                                 | 連続自動測定機器によるガラス電極法官能法   |
| 基 49                                    |   | 異常でないこと                                 | 官能法  |
|   |   |   | 比色法  |
| 基 50                                    | 色度                                      | 5 度 以下                                  | 透過光測定法   |
| *************************************** |   | *************************************** | ■ 連続自動測定機器による透過光測定法<br>■ 比濁法   |
|   |   |   | 透過光測定法   |
| 基 51                                    | 濁度                                      | 2 度 以下                                  | 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法  |
| Æ 01                                    | 1-41-A                                  | 2 /2 /2                                 | 連続自動測定機器による積分球式光電光度法   |
|   |   |   | 連続自動測定機器による散乱光測定法  |
|   | <u> </u>                                | 1                                       | 連続自動測定機器による透過散乱法<br>5注(平成15年7日22日原生学働省失示第261号[最終改正 平成28年3日30日原生        |

| 埋続目動測定機器による透過散乱法 出典: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号[最終改正 平成28年3月30日厚生 労働省告示第115号])

別表I-3 水質管理目標設定項目検査の内容

| 記号   | 項目                               | 基準                                     |
|------|----------------------------------|--|
| 目1   | アンチモン及びその化合物                     | アンチモンの量に聞して、<br>0.02mg/以下で、あること。       |
| 目2   | ウラン及びその化合 物                      | ウランの量に関して、<br>0.002mg/L 以下で、あること。 (暫定) |
| 目3   | ニッケル及びその化 合物                     | ニッケルの量に聞して、<br>0.02 mg/L以下であること。       |
| 目4   | 1.2-ジクロロエタン                      | 0.004mg/L以下であること。                      |
| 目5   | トルエン                             | 0.4m g/L以下                             |
| 目6   | フタル酸ジ (2-エチル ヘキシル)               | 0.08 mg/L以下であること。                      |
| 目7   | 亜塩素酸                             | 0.6m g /L以下であること。                      |
| 目8   | 二酸化塩素                            | 0.6m g /L以下であること。                      |
| 目9   | ジクロロアセトニトリル                      | 0.01 mg/L以下であること。 (暫定)                 |
| 目10  | 抱水クロラール                          | 0.02mg/L 以下で、あること。 (暫定)                |
| 目11  | 農薬類                              | 検出値と目標値の比の和、1以下                        |
| 目12  | 残留塩素                             | 1mg/L以下であること。                          |
| 目13  | カルシウム、マグネシウム等(硬<br>度)            | 10mg/L~100mg/L以下                       |
| 目14  | マンガン及びその化合物                      | 0.01m g/L以下                            |
| 目 15 | 遊離炭酸                             | 20mg/L以下であること。                         |
| 目16  | 1.1.1-トリクロロエタン                   | 0.3mg/L以下で、あること。                       |
| 目17  | メチル- t -ブチルエーテル                  | 0.02mg/L 以下で、あること。                     |
| 目18  | 有機物等(過マンガン 酸カリウム消費量)             | 3mg/L以下で、あること。                         |
| 目19  | 臭気強度(TON)                        | 3mg/L以下であること                           |
| 目20  | 蒸発残留物                            | 30mg/L~200mg/L以下                       |
| 目21  | 濁度                               | 1度以下                                   |
| 目22  | p H値                             | 7. 5程度                                 |
| 目23  | ランゲリア指数(腐食 性)                    | -1程度以上とし、極力0に近 づける。                    |
| 目24  | 従属栄養細菌                           | 1mlの検水で形成される集落数 が2000以下<br>であること。(暫定)  |
| 目25  | 1, 1-ジクロロエチレン                    | 0.1mg/L以下                              |
| 目26  | アルミニウム及びその化合物                    | 0.1mg/L以下                              |
| 目27  | ペルフルオロオクタンスルホン酸及<br>びペルフルオロオクタン酸 | 和として0.00005mg/L以下(暫定)                  |

※目12,13,14,20,21,22及び26の7項目は基準項目と重複します。

※上記の内、目1,2,3,6,9,10,15,16,18,19,23,24の検査を実施します。